

## 議事要旨(1) 実務対応報告第 26 号の取扱いについて

冒頭、加藤常勤委員（専門委員長）より、平成 22 年 3 月末に適用期限を迎える実務対応報告第 26 号の取扱いについて、前回（第 192 回）の委員会における意思確認に基づき、意見募集に係る公表物を審議事項(1)のとおりとし、次回の委員会において、公表に向けた議決を行いたい旨の説明がなされた。さらに、当該公表物に対する意見を踏まえた平成 22 年 3 月末までの検討スケジュールについて確認がなされた。

説明及び確認の後、委員からの主な発言及び事務局からの説明は以下のようなものであった。

- ・ ある委員から、当該実務対応報告を「廃止」という表現は正確ではなく、適用期間が満了すれば、当該実務対応報告は自動的に無くなるものと理解しているとの意見があった。これに対し事務局からは、無くなるということを理解してもらうため補足的に「廃止」という文言を用いている旨の説明がなされた。
- ・ また、同じ委員から、保有目的区分変更後の事業年度における開示を不要とするためには、どのような公表物を発行するのかとの質問があり、事務局からは、当該実務対応報告そのものが無くなるため、開示を不要とするための公表物は発行しない（意見募集（審議事項(1)）の②にその旨記載してあり周知が図られる）旨の説明がなされた。
- ・ 別の委員から、次回の委員会における議決の際、反対意見があった場合にどのように取り扱われるのかとの質問があり、事務局から、当該審議事項(1)の最後の部分に反対意見として記載して公表を行い、意見を求める予定であるとの説明がなされた。

以 上